

平成18年3月6日

## 情報漏えいを担保する「IT業務賠償責任保険」を大幅改定

自社システムの復旧費用も特約で担保  
補償範囲拡大と保険料の引き下げで一層役立つ商品に

ニッセイ同和損害保険株式会社（社長：須藤 秀一郎）は、情報漏えいに伴う損害を補償する「IT業務賠償責任保険」について、平成18年2月、第三者に与えた損害に伴う賠償責任補償に加え、業界で初めて自社システムの復旧費用等を担保する特約の販売を開始しました。

また、これにあわせ補償する情報漏えいの範囲拡大と基準保険料の引き下げを行っています。

この改定は、当社が先鞭をつけた企業向け情報漏えい補償保険について、主として中小の一般企業を想定し、利便性とお求めやすさを格段に向上させることで、当商品の一層の普及を目指したものです。

### 1. 商品改定の概要

自社システムの復旧費用・再発防止対策費用を特約で担保（業界初）

「IT業務賠償責任保険」の新しい特約として、「情報システム等復旧費用担保特約」を開発しました。この特約は、主要な保険金（損害賠償保険金または情報漏えい対応費用保険金）が支払われる場合で、同一の原因により自社システムが損傷するかデータが損壊したときに、システム復旧、データ再作成などに要した費用、及び再発防止対策費用について補償します。

情報漏えい補償範囲を拡大

#### （1）記録媒体の制約を撤廃

「情報漏えい対応費用等担保特約」を付帯した場合、電子媒体に加えアウトプット帳票等の原資料も漏えい補償の対象としていましたが、今回の改定により、情報の記録媒体の制限をなくしています。また、従来免責としていた廃棄した資料も補償対象に含めました。

#### （2）保険始期前の事故も担保

さらに、従来、保険始期以前に生じていた情報の漏えい事故は免責でしたが、その事故の発生についてお客さまが知らなかった場合については、補償対象としました。

保険料を約40%（当社比）の引き下げ

開発当初の想定に比べ、事故頻度が低く推移していることを踏まえ、保険料を平均40%程度引き下げました。これによって、中小企業を含め幅広い企業が加入しやすい保険となっています。

## 2 . 改定の背景

わが国の企業の情報保護に関する認識は、個人情報保護法の完全施行（平成17年4月1日）を受けて急速に高まっています。情報漏えい事故の公表件数は著しく増加し、企業においては、仕事の受注などでプライバシー・ク（日本情報処理開発協会が付与する個人情報保護に関する評価認定）等の取得が求められるような状況が出現しています。

日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）の調査・分析によれば、過去2年間で件数は6倍以上、被害者数は20倍以上に増加しています。平成16年には、発生事故すべてにおいて損害賠償請求がなされた場合には、請求金額合計は4000億円を超える水準に達したとされています。

	平成14年	平成15年	平成16年
情報漏えい事故件数	63件	57件	366件
同事故被害者数	41.8万人	155.5万人	1043.5万人
想定損害賠償額合計	189.2億円	280.7億円	4666.9億円

\*「2004年度情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」(H18.1.10 JNSA)による。

\*「想定損害賠償額合計」は全事故について損害賠償請求がなされた場合の想定賠償額。

このような中で、企業向けの情報漏えい補償保険も認知度が急速に高まっており、現在、本格的な普及段階に入りつつあります。

当商品の発売当初には、加入者はIT関連企業が中心でしたが、現在では業種を問わず一般企業、特に中小企業の加入が大幅に増加しています。このため、事故時の復旧、再発防止策導入を通常外注し、費用負担が発生する一般の中小企業向けに、商品面での大幅改定を今行いました。

## 3 . 想定顧客・販売目標

中小企業を中心に、平成18年度には販売件数2500件、収保7億円と、販売件数の大幅増加を見込んでおります。（平成17年度見通し：約1800件）

以 上

## 【補償内容（情報漏えい限定プラン）】

主契約（てん補限度額設定 最大5億円）

情報システムやコンピューター・ネットワークを利用している企業、または電子情報を提供している企業が、電子情報の漏えいにより提起された損害賠償請求について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金・訴訟費用）を補償。

情報漏えい対応費用等特約（支払限度額設定 最大5000万円）

補償する情報漏えいの範囲を拡大する（媒体無制限・廃棄情報も含む）とともに、情報漏えいが生じた場合の次の費用を補償。

- (1) 見舞金・見舞金購入費用      (2) 原因調査費用・コンサルティング費用  
(3) 社告・会見費用                (4) 謝罪文書郵送費・コールセンター設置費用

情報システム等復旧費用担保特約（支払限度額設定 最大500万円）

上記 または で保険金が支払われる場合、同一の原因により、自社の情報システム・ネットワークが損傷または情報が消失・損壊したとき、それらを修復、再制作・再取得等する際に支出した費用、再発防止策のために支出した費用を補償。

## 【保険料例】

(1) 病院（年間売上高30億円）の例

てん補限度額 （1事故・期間中）	主契約 3億円 情報漏えい対応費用 3000万円 復旧費用 300万円
保険料（一時払）	約83万円

(2) 人材派遣業（年間売上高10億円）の例

てん補限度額 （1事故・期間中）	主契約 3億円 情報漏えい対応費用 3000万円 復旧費用 300万円
保険料（一時払）	約62万円

(3) 小売業（年間売上高3億円）の例

てん補限度額 （1事故・期間中）	主契約 3億円 情報漏えい対応費用 3000万円 復旧費用 300万円
保険料（一時払）	約15万円

\* 1事故免責額：主契約はなし。情報漏えい対応費用、復旧費用は縮小てん補90%

\* 保険料はリスクヒアリングを行った結果により、割増・割引（300%増し～60%引き）が適用されます。

以上